

機密性2情報
事務連絡
令和6年3月29日

各事務所用地（担当）課長 殿

用地補償課長

石綿調査算定要領の解説の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

機密性2情報
事務連絡
令和6年3月29日

土砂処分管理官 殿

用地補償課長

石綿調査算定要領の解説の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

事務連絡
令和6年3月29日

各地方整備局用地部用地補償課長 殿
北海道開発局開発監理部用地補償課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部用地課長 殿

不動産・建設経済局 土地政策課
公共用地室 用地調整官

石綿調査算定要領の解説の改訂について

石綿調査算定要領の解説を別紙のとおり改訂したので送付します。

制定 令和2年4月
修正 令和3年3月
改訂 令和5年3月
改訂 令和6年3月

石綿調査算定要領の解説

令和6年3月

不動産・建設経済局
土地政策課公共用地室

解説目次

1 概要

Q1.【石綿とは】	3
Q2.【石綿含有建材の製造等】	3
Q3.【石綿含有建材の施工箇所】	3
Q4.【石綿含有建材の種類】	4
Q5.【石綿含有仕上塗材の取扱い】	8

2 関係法令

Q6.【石綿に関する法的規制】	9
-----------------	---

3 調査

Q7.【石綿調査の対象物件①】	11
Q8.【石綿調査の対象物件②】	11
Q9.【石綿含有建材の調査方法】	11
Q10.【石綿含有仕上塗材の調査方法】	12
Q11.【建築物石綿含有建材調査者等の専門家】	12
Q12.【分析調査の方法】	12
Q13.【分析調査の依頼先】	14

4 算定

Q14.【分析調査と石綿除去処分費の同一機関への見積依頼】	14
Q15.【非飛散性石綿の取扱い】	14
Q16.【分析調査に伴う試料採取拒否の取扱い】	14
Q17.【みなし含有によることが困難な場合】	15
Q18.【石綿含有成形板および石綿含有仕上塗材の除去処分に要する算定方法】	15
Q19.【諸経費・共通仮設費の算定方法】	16
Q20.【石綿含有吹付け材の対策に伴う解体工法】	16

解説目次

5 参考資料

【様式第1 石綿調査表 記載例①】	17
【別紙 石綿含有建築材料表 記載例①】	18
【様式第1 石綿調査表 記載例②】	19
【別紙 石綿含有建築材料表 記載例②】	20
【様式第2 調査承諾確認書 記載例】	21
【石綿含有建材存否判定資料】 1 建築基準法及び都市計画法に基づく石綿含有建材の使用例	22
【石綿含有建材存否判定資料】 2 建築時期による石綿含有建材の使用例	23
【レベル別石綿調査算定フロー】	26
【大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（環境省通知）】	27

1 概要

Q 1 【石綿とは】

石綿（アスベスト）にはどのような種類があるのか。

A 1

「石綿（アスベスト）」とは、天然に算出する繊維状ケイ酸塩鉱物の総称であり、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトをいう。また、厚生労働省基準通達（平成18年8月11日基発第0811002号）において、「石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」も石綿等に定義されており、石綿含有建材の判定は石綿含有重量が0.1%を超えるかを基準とされている。

なお、石綿含有建材は、飛散性と非飛散性とに分かれ、解体時に石綿が飛散するか否かにより除去作業内容が大きく異なる。また、その種類により石綿障害予防規則の適用が区別されており、レベル1に石綿含有吹付け材、レベル2に石綿含有保温材等、レベル3に石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材が定められている。

【石綿調査算定要領第2条第1項】

Q 2 【石綿含有建材の製造等】

石綿含有建材は、現在も製造等が行われているか。

A 2

現在は日本において、製造、輸入、新規の使用はされていない。石綿含有建材（石綿を0.1重量%を超えて含有するもの）は労働安全衛生法施行令により、平成18年（2006年）年9月から、製造・使用等が全面的に禁止されている。

【石綿調査算定要領3条第1項】

Q 3 【石綿含有建材の施工箇所】

石綿含有建材はどのような箇所に使用されているか。

A 3

石綿含有建材は、住宅や倉庫では外壁、屋根、軒裏等に成形板として、ビルや公共施設では梁・柱の耐火被覆、機械室等の天井・壁の吸音用等に吹付け材として使用されている。石綿含有建材が使用されているおそれのある建築物は、特に昭和55年以前に防火地域や準防火地域に建てられた3階以上の鉄骨造の建築物に多く、石綿含有建材が使用されているおそれのある部屋としては、調理室、浴室、乾燥室及びボイラー室等が該当する。また、工作物の部品等として使用されていることもある。

【石綿調査算定要領第2条第1項】

Q 4 【石綿含有建材の種類】

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材とは何か。

A 4

石綿を0.1%超えて含む材料の内、以下のとおりとされている。

- 石綿含有吹付け材・・・吹付け工法で建築基準法の耐火物などの鉄骨、はり柱等に石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜用として施工された材料である。主に、ビルの機械室、ボイラ室等の天井に吸音、結露防止として使用されている。
- 石綿含有保温材等・・・吹付け材の代わりに、鉄骨の梁や柱、エレベーター周辺などに張り付けられている材料である。主に、エレベーター、ボイラ本体およびその配管、空調ダクト等の保温材として使用されている。
- 石綿含有成形板・・・工場で石綿と他の材料を混和し、所定の形に仕上げ、工事現場に持ち込まれる材料である。主に、建築物の天井、壁等の石綿含有成形板、床の石綿含有ビニル床タイル等に使用されている。
- 石綿含有仕上塗材・・・吹付け、ローラー塗り、こて塗りなどによって立体的な造形性をもつ模様仕上げる材料である。主に、建築物の内外壁又は天井等に使用されている。(Q5参照)

【石綿調査算定要領第2条第1項】

(目で見えるアスベスト建材(第2版)国土交通省発行参照)

アスベスト含有建材と製造時期

石綿含有産業廃棄物	石綿障害予防規則区分		No	建材の種類	製造時期	石綿含有産業廃棄物	石綿障害予防規則区分		No	建材の種類	製造時期
	種類(施工部位)	種類(施工部位)									
廃石綿等	吹付け材	吹付け材	1	吹付け石綿	1956~1975	石綿含有産業廃棄物	その他アスベスト含有建材(成形板等)	内装材(壁・天井)	22	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004
			2	石綿含有吹付けロックウール	1961~1987				23	石綿含有ロックウール吸音天井板	1961~1987
			3	湿式石綿含有吹付け材	1970~1989				24	石綿含有せつこうボード	1970~1986
			4	石綿含有吹付けパーミキュライト	~1988				25	石綿含有パーライト板	1951~1999
			5	石綿含有吹付けパーライト	~1989				26	石綿含有その他パネル・ボード	1966~2003
	保温材・耐火被覆材・断熱材	保温材	6	石綿含有けいそう土保温材	~1980				27	石綿含有壁紙	1969~1991
			7	石綿含有けい酸カルシウム保温材	~1980				28	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004
			8	石綿含有パーミキュライト保温材	~1980			29	石綿含有ビニル床タイル	1952~1987	
			9	石綿含有パーライト保温材	~1980			30	石綿含有ビニル床シート	1951~1990	
			10	石綿保温材	~1980			31	石綿含有ソフト巾木	(住宅用ほとんどなし)	
		耐火被覆材	11	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	1963~1997			32	石綿含有窯業系サイディング	1960~2004	
			12	石綿含有耐火被覆板	1966~1983			33	石綿含有建材複合金属系サイディング	1975~1990	
		断熱材	13	屋根用折板石綿断熱材	~1989			34	石綿含有押出成形セメント板	1970~2004	
			14	煙突用石綿断熱材	~2004			35	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004	
石綿含有産業廃棄物	その他アスベスト含有建材(成形板等)	内装材(壁・天井)	15	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004			36	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004	
			16	石綿含有スレートボード・平板	1931~2004			37	石綿含有スレート波板・大波	1931~2004	
			17	石綿含有スレートボード・軟質板	1936~2004			38	石綿含有スレート波板・小波	1918~2004	
			18	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板	1971~2004			39	石綿含有スレート波板・その他	1930~2004	
			19	石綿含有スレートボード・その他	1953~2004			40	石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961~2004	
			20	石綿含有スラグせつこう板	1978~2003			41	石綿含有ルーフィング	1937~1987	
			21	石綿含有バルブセメント板	1958~2004			42	石綿セメント円筒	1937~2004	
								43	石綿セメント管	~1985	
								44	石綿発泡体	1973~2001	

目で見えるアスベスト建材(第2版)国土交通省発行から

目で見えるアスベスト建材 (第2版) 国土交通省発行から

<RC・S造>

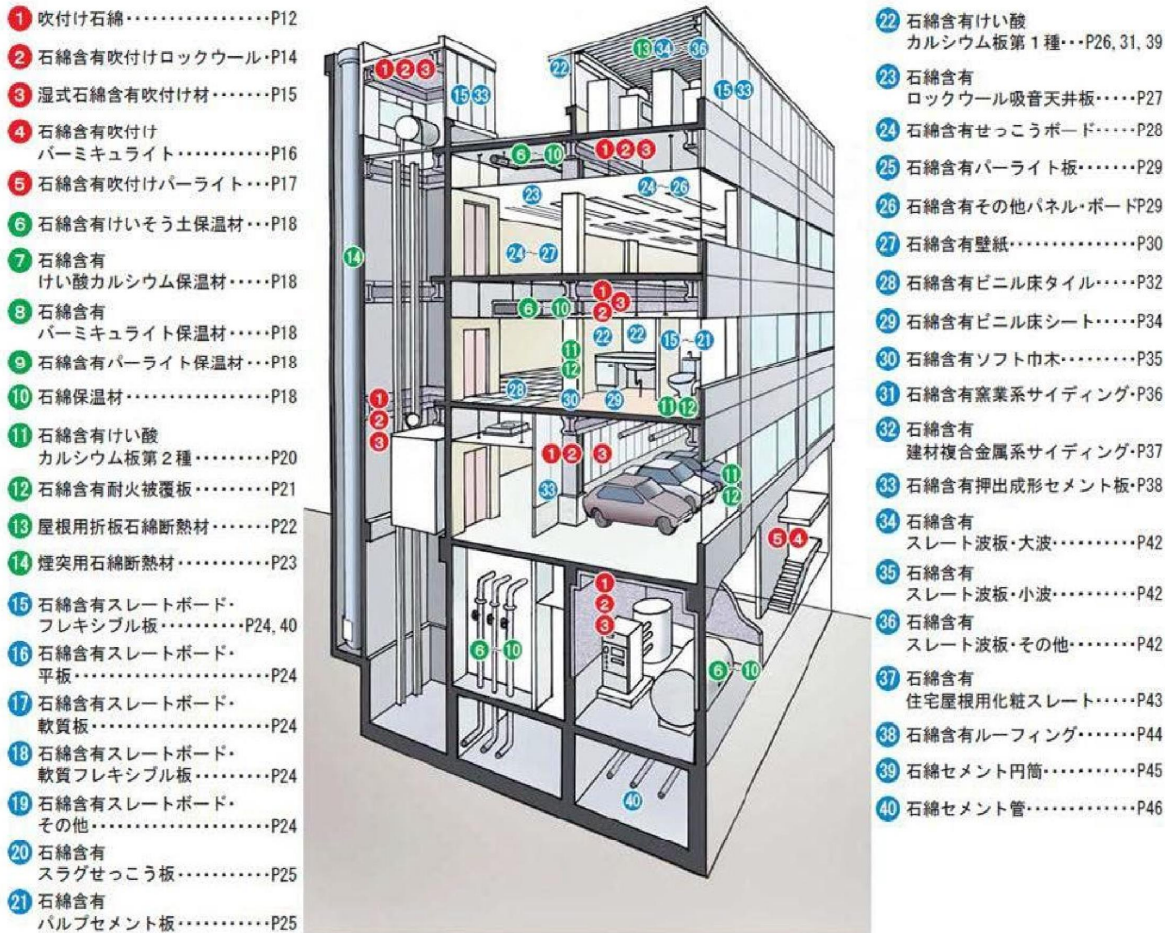


図 1.6 鉄筋コンクリート造ビル、鉄骨造ビルに関する石綿を含む可能性のある部位例
(出典: 「目で見えるアスベスト建材 (第2版)」 国土交通省、平成 20 年 3 月)

目で見えるアスベスト建材 (第2版) 国土交通省発行から

<戸建て住宅>

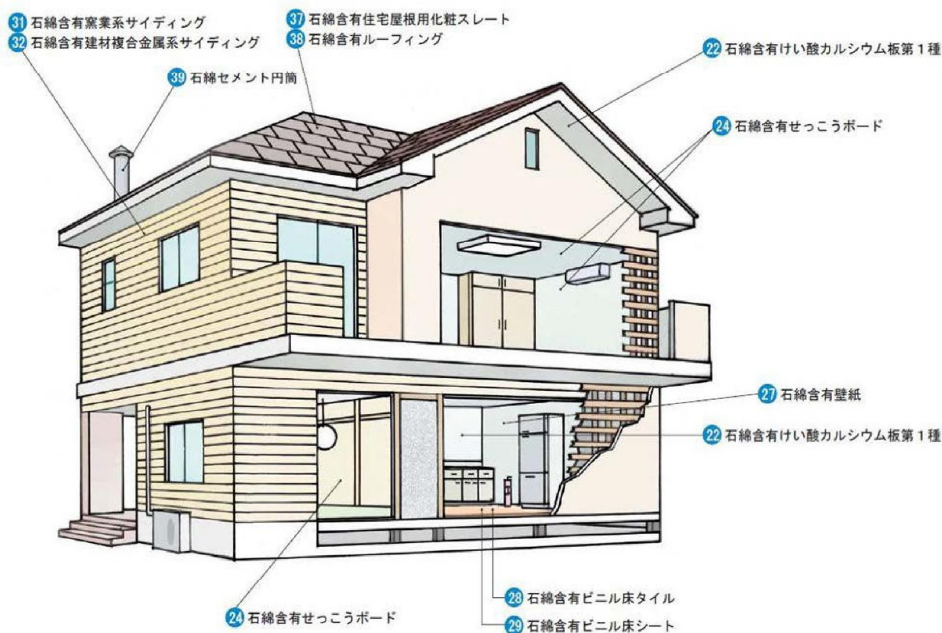


図 1.7 戸建住宅に関する石綿を含む可能性のある部位例

(出典: 「目で見えるアスベスト建材 (第2版)」国土交通省、平成20年3月)

レベル1 吹付け材

吹付け材

1.吹付け石綿



〈主な使用部位と用途〉
 ・鉄骨耐火被覆材
 ・天井断熱材
 ・機械室吸音材
 ・鉄骨造以外の戸建住宅への使用例は少ない

〈特徴〉
 ・石綿の含有率が60~70%と多い
 ・経年変化等により石綿の飛散性が高くなる

目で見えるアスベスト建材 (第2版) 国土交通省発行から

レベル2 保温材・耐火被覆材・断熱材

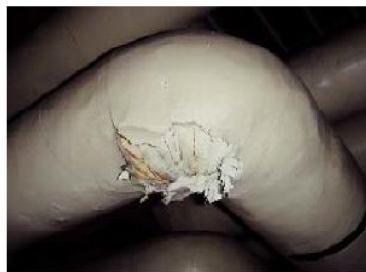
保温材 (配管エルボ、ボイラー等)

- 6.石綿含有けいそう土保温材
- 7.石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 8.石綿含有パーミキュライト保温材
- 9.石綿含有バーライト保温材
- 10.石綿保温材



ボイラーの保温材

〈主な使用部位と用途〉
 ・ボイラー、タービン、化学プラント、焼却炉等、熱を発生する部分、熱を搬送するためのダクト、エルボ部分の保温を目的とする



配管エルボの保温材①



配管エルボの保温材②

レベル3 その他アスベスト含有建材 (成形板等)

内装材 (壁、天井)

22. 石綿含有けい酸カルシウム板第1種



天井

〈主な使用部位と用途〉
 ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
 ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏などに使用されている
 〈特徴〉
 ・軽量で耐火性、断熱性に優れている

23. 石綿含有ロックウール吸音天井板



天井



リップ付き岩綿吸音板

〈主な使用部位と用途〉
 ・内装材としては天井材、外装材としては軒天井材に使用されている
 〈特徴〉
 ・一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の天井に不燃・吸音天井板として多く使われている

Q 5 【石綿含有仕上塗材の取扱い】

石綿含有仕上塗材はどのように取り扱うのか。

A 5

「石綿含有仕上塗材の飛散防止対策通知」により、吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材は大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱が定められていたが、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により令和3年4月以降は工法に関係なくレベル3建材として取り扱うこととする。

ただし、吹付けパーライト及び吹付けパーミキュライトについてはこれまでと同様に「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱う必要があるため注意が必要である。

なお、石綿含有建材に関する法令や通知等が改正された場合には、当該改正内容に応じた取扱いが必要となることから、最新の状況を確認した上で算定する必要がある。

【石綿調査算定要領第2条第1項】

(出典：日本建築仕上材工業会HP)

吹付け施工の例(リシン)



吹付け施工の例(スタッコ模様)



ローラー施工の例



塗材の種類		販売期間	石綿含有量(%)
建築用仕上塗材	薄塗材C (セメントリシン)	1981~1988	0.4
	薄塗材E (樹脂リシン)	1979~1987	0.1~0.9
	外表薄塗材S (溶剤リシン)	1976~1988	0.9
	可とう形外表薄塗材E (弾性リシン)	1973~1993	1.5
	防水形外表薄塗材E (単層弾性)	1979~1988	0.1~0.2
	内装薄塗材Si (シリカリシン)	1978~1987	0.1
	内装薄塗材E (じゅらく)	1972~1988	0.2~0.9
	内装薄塗材W (京壁・じゅらく)	1970~1987	0.4~0.9
	複層塗材C (セメント系吹付けタイル)	1970~1985	0.2
	複層塗材CE (セメント系吹付けタイル)	1973~1999	0.1~0.5
	複層塗材E (アクリル系吹付けタイル)	1970~1999	0.1~5.0
	複層塗材Si (シリカ系吹付けタイル)	1975~1999	0.3~1.0
	複層塗材RE (水系エポキシタイル)	1970~1999	0.1~3.0
	複層塗材RS (溶剤系吹付けタイル)	1976~1988	0.1~3.2
	防水形複層塗材E (複層弾性)	1974~1996	0.1~4.6
	厚塗材C (セメントスタッコ)	1975~1999	0.1~3.2
	厚塗材E (樹脂スタッコ)	1975~1988	0.1~0.4
	軽量塗材 (吹付けパーライト)	1965~1992	0.4~24.4
	建築用地下調整塗材	地下調整塗材C (セメント系フィラー)	1970~2005
地下調整塗材E (樹脂系フィラー)		1982~1987	0.5

2 関係法令

Q 6 【石綿に関する法的規制】

石綿に関する法的規制はどのようなものがあるのか。

A 6

石綿に関する主な法令規制は以下のとおりとされている。

1. 建築基準法

建築物の最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、吹付け石綿等の建築物への使用禁止及び増改築、大規模修繕・模様替の際に除去を義務づけられている。ただし、増改築、大規模修繕・模様替の際の既存部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容されている。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）特定の建設資材の分別解体や再資源化、解体工事業者の登録制度等により、再生資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図ることを目的として、対象建設工事において、分別解体等に係る施工方法に関する基準の一つとして特定建設資材に付着している吹付け石綿等の有無に関する調査を行うこと、付着物の除去の措置を講ずること等を規定されている。

3. 労働安全衛生法（石綿障害予防規則（略称：石綿則）を含む）

職場における労働者の安全と健康の確保を目的として、石綿を重量の0.1%を超えて含有する製剤等の製造、輸入、使用等の禁止、建築物の解体等の作業における労働者への石綿ばく露防止措置等を規定されている。

4. 大気汚染防止法（略称：大防法）

事業活動や建築物等の解体等に伴う大気汚染を防止し、国民の健康保護、生活環境の保全、被害者の保護を図ることを目的として、建築物解体等の作業の届出、建築物解体等の作業基準（吹付け石綿、石綿を含有する保温材等の除去等）を規定されている。

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法）

廃棄物の排出抑制、適正処理等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃石綿等を含む廃棄物の特別な管理等を規定されている。

6. 宅地建物取引業法

建物について、石綿使用の有無の調査結果が記録されている時は、その内容を重要事項説明として建物の購入者等に対して説明することを規定されている。

7. 住宅の品質確保の促進等に関する法律

住宅性能表示制度において、既存住宅における個別性能に係る表示事項として、「石綿含有建材の有無等」などを規定されている。

石綿含有建材に関連する現状の主な法令の概要

関係法令	規制対象材料	主な規制内容	是正命令等	対象者	罰則規定
建築基準法関連 法第28条の2、法第96条の7、令第20条の4、令第137条の4の3、令第137条の12、H18年告示第1172号、H18年告示第1173号	石綿 ①吹付け石綿 ②重量の1.0%を超えて石綿を含有する吹付けロックウール	(1)規制対象材料の使用禁止 (2)既存建築物の増改築時には原則として規制対象材料の除去を義務付け。増改築前の床面積の1/2を超えない場合は増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容 (3)既存建築物の大規模修繕・模様替え時には大規模修繕・模様替え以外の部分について封じ込めや囲い込みの措置を許容	—	—	—
労働安全衛生法関連 法第14条、法第55条、法第65条の2、法第88条第3項、令第6条の23、令第16条、令第21条第7号、規則第90条、S63年告示第79号	石綿等 ①石綿 ②重量の0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他の物	(1)規制対象材料の製造、輸入、譲渡、提供、使用の禁止 (2)規制対象材料を取り扱う作業又は試験研究のために製造する作業においては石綿作業主任者の選任 (3)建築基準法の耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の除去作業は、作業開始の14日前までに工事計画書を労働基準監督署長へ提出 (4)石綿の屋内作業場における作業環境評価基準は5µm以上の繊維を対象として0.15本/cm3	(1) — (2) — (3) 工事等の差し止め、又は計画変更を発注者に命じ、勧告又は要請を行うことができる (法第88条第6項、第7項)	(1) — (2) — (3) 元請業者	—
石綿障害予防規則関連 第2条、第3条、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第7条、R2年9月8日指針	石綿等 (安衛令準拠) ①石綿 ②重量の0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他の物	(1)事業者による石綿等の使用の事前調査・結果の記録 (2)石綿等が使用されている建築物等の解体・破砕、石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業における事業者による作業計画の作成及び作業の実施 (3)建築物に吹き付けられている石綿等、建築物に使用されている石綿を含有している保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業、封じ込め又は囲い込みの作業における事業者による作業開始前までの所轄労働基準監督署長への届出 (4)前(2)(3)の作業に労働者を従事させるときの措置 (同等以上の効果を有する措置を講じた時は適用しない) 【措置：作業場所の隔離、集じん・排気装置による排気、作業出入口に前室・洗身室・更衣室の設置、作業場所及び前室を負圧に保持など】 (5)その他 (事業者の義務、作業員の健康障害防止、石綿粉じんの飛散防止、作業等の記録・保存など)	—	—	—
大気汚染防止法関連 法第2条8項、法第2条第11項、法第18条の5、法第18条の14、法第18条の15、法第18条の17、法第18条の19、法第18条の20、法第18条の23、令第2条の4、令第3条の3、令第3条の4、令第10条の2、規則第16条の2、規則第16条の3、規則第16条の4	特定建築材料 ①吹付け石綿 ②石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材 ③石綿を含有する成形板、仕上塗材	(1)政令で定める「特定粉じん」は石綿 (2)「特定粉じん排出等作業」とは特定建築材料が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業 (3)事前調査の実施、調査結果の発注者への説明、掲示、保存及び都道府県知事への報告を義務付け (4)特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、都道府県知事に届出 (届出者は工事発注者) (5)特定建築材料の除去等の方法 (6)特定粉じん排出等作業における作業基準の遵守 (7)特定粉じん排出等作業に関する記録の作成及び保存	(1) — (2) — (3) — (4) — (5) 作業の方法に関する計画の変更を命ずる (法第18条の18) (6) 作業基準を命じ、又は作業の一時停止 (法第18条の21) (7) —	(1) — (2) — (3) 元請業者 (4) — (5) 元請業者 (6) 元請業者 (7) —	(1) — (2) — (3) 30万円以下の罰金 (法第35条) (4) — (5) 3万円以下の懲役又は30万円以下の罰金 (除去等の方法の義務違反) (法第34条第3号) (6) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第33条の2第1項第2号) (7) —
廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連 法第2条、令第2条の4、令第3条、令第6条、令第6条の5、規則第1条の2、規則第1条の3の3、規則第7条の2の3、規則第8条	①特別管理産業廃棄物 (塵石綿等) ②石綿含有産業廃棄物 (塵石綿以外) ③石綿含有一般廃棄物	(1)塵石綿等※2 (石綿含有吹付け材、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材など) は特別管理産業廃棄物の中の特定有害産業廃棄物に該当 (2)石綿含有産業廃棄物は、塵石綿等以外の産業廃棄物で石綿を0.1%を超えて含有するもの。 (3)石綿含有一般廃棄物は、工作物の新築・改築・除去に伴って生じた石綿を0.1%を超えて含有する一般廃棄物 (4)石綿含有産業廃棄物及び石綿含有一般廃棄物の収集・運搬・保管にあたっては、他の物と混合しない措置等	(1) — (2) — (3) — (4) 産業物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を命ずる (法第19条の3)	(1) — (2) — (3) — (4) 元請業者	(1) — (2) — (3) — (4) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (法第26条)

※1 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づくおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 (厚生労働大臣)

※2 塵石綿等には除去した石綿含有吹付け材のほか、除去作業で用いられたシート、隔離に使用したシート、電動ファン付き呼吸用保護具のフィルター、集じん・排気装置のフィルターなどで石綿が付着しているおそれがあるものを含む

3 調 査

Q 7 【石綿調査の対象物件①】

石綿調査とは、どのような建物等の場合に行うのか。

A 7

厚生労働省と環境省が発行している「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」では、「平成18（2006）年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されていることから、解体等工事が次の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しない」こととされている。

以上のことから石綿調査とは石綿の製造・使用等が禁止された平成18年9月以降に着工した建物等を除き、全ての建物建築物及び工作物について調査する必要がある。

【石綿調査算定要領第3条第1項】

Q 8 【石綿調査の対象物件②】

石綿要領第3条第1項に「ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成18年9月以降に着工した建物等を除く。」と規定しているが、着工年月を特定したうえで、石綿調査を行う必要があるのか。

A 8

建築年月により平成18年9月以降に着工した建物等であることが明らかな場合は、着工年月を特定する必要はない。ただし、建築年月から平成18年9月以降に着工した建物等であるか判断できない場合は、建築士等の専門家の意見により石綿調査の必要性を判断するものとする。

なお、平成18年9月以降に着工した建物等であるか判断できない場合は、石綿要領により、石綿調査を行う必要がある。

【石綿調査算定要領第3条第1項】

Q9 【石綿含有建材の調査方法】

石綿含有建材の調査は具体的にどのように実施するのか。

A 9

建物登記簿や既存図等により調査対象の建物等の着工年月、使用されている建築材料の種類を調査を行うとともに、現地で目視による建築材料の確認および施工業者等への聞き取り等を行うものである。なお、目視とは単に目で見て判断することだけではなく、部材の製品情報などを確認することを行う。

【石綿調査算定要領第3条第1項】

Q10【石綿含有仕上塗材の調査方法】

石綿含有仕上塗材使用の有無はどのように調査するのか。

A10

石綿含有仕上塗材の調査については、石綿含有成形板と同様に取扱うこととなるが、Q5のとおり一部の仕上塗材（吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト）については石綿含有吹付け材と同様に扱うこととなる。

なお、石綿含有仕上塗材の調査にあたっては、日本建築仕上材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」により石綿含有仕上塗材の種類、販売期間、石綿含有量の概要が確認できる。そのため、これらの情報も参考に要領第3条第1項第1号又は2号の調査を実施することとなる。

【石綿調査算定要領第2条第1項及び第3条第1項】

（「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材の概要」日本建築仕上材工業会公表参照）

Q11【建築物石綿含有建材調査者等の専門家】

石綿調査算定要領第3条第1項第二の「建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考」とありますが、「等」にはどのような資格が該当するのか。

A11

建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の「等」には、建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者、アスベスト診断士の有資格者及び自治体が要件を定めた者及び一級建築士等が該当する。

【石綿調査算定要領第3条第1項第二号二】

Q12【分析調査の方法】

分析調査とは、どのような調査を行うのか。

A12

分析調査とは石綿調査算定要領第2条第4項及び第6条第3項に規定するとおり「試料採取→検体分析→補修」までの一連の作業をいう。なお、分析調査は、定性分析を行い、石綿の有無を判定することとする。

また、分析調査は、関連する日本産業規格（JIS=Japanese Industrial Standardsの略）に石綿含有率測定方法として、JIS A 1481 が制定されており、当該規格における定性分析は下表のとおり2部から構成されている。

なお、どの規格の分析方法によるかは、専門機関に確認し決定することとなる。

【石綿調査算定要領第6条第3項】

JIS A 1481規格群	分析方法	概要
JIS A 1481-1	市販パノレク材からの試料採取及び定性的判定方法	建材等のパノレク材中の石綿を主に光学顕微鏡で定性分析する方法を示したもの
JIS A 1481-2	試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法	従来のJIS A 1481の定性分析部分と定量分析部分に対応しており、2014年の改訂で、光学顕微鏡とX線回折分析を用いて行う定性分析する方法を示したもの

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局大気環境課

⑧ 分析

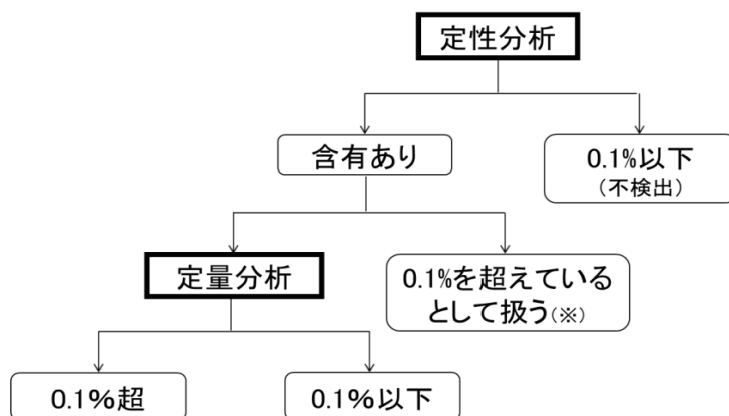
ア 石綿含有分析の概要

大防法及び石綿則において、石綿含有の有無が不明な場合は分析を行うことが義務づけられている（石綿含有ありとみなす場合を除く）。

分析方法は、日本工業規格（JIS）A 1481 規格群をベースとし、その実施に当たっては、厚生労働省の「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」の記載内容を優先する必要がある点に留意する。

これに基づく石綿分析の流れは、次のとおりである。まず、建材中の石綿の含有の有無を調べるための定性分析を行う。定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行い、建材中の石綿の含有率（0.1%以下か否か）を確定させる。

ただし、定性分析で石綿ありと判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。なお、吹付け材については、ばく露防止措置を講ずる際の参考とするための含有率を調査するための定量分析を行うことが望ましい。



(※) 定性分析で石綿ありと判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。

Q13【分析調査の依頼先】

分析調査の依頼先にはどのようなところがあるのか。

A13

分析調査を行う必要が生じた場合は、分析能力を有する解体業者または（公社）日本作業環境測定協会及び（一社）日本環境測定分析協会が公表する石綿含有率分析可能機関等に依頼することとなる。

（公社）日本作業環境測定協会（<https://www.jawe.or.jp/>）

（一社）日本環境測定分析協会（<https://www.jemca.or.jp/>）

【石綿調査算定要領第6条第1項】

4 算 定

Q14【分析調査と石綿除去処分費の同一機関への見積依頼】

分析調査と石綿除去処分費の見積等は、同一機関に依頼すべきか。

A14

分析調査及び石綿除去処分費の見積は、石綿要領第6条第1項、第7条第2項及び第4項に基づき、それぞれの専門機関に見積もりを依頼する。

【石綿調査算定要領石綿要領第6条第1項、第7条第2項及び第4項】

Q15【非飛散性石綿の取扱い】

補償対象は、飛散性石綿製品のみを対象とするのか。

A15

石綿含有重量が0.1%を超える石綿成形板使用箇所の解体作業等については、石綿則第13条及び第14条の規定により飛散防止措置を行う必要があるため、非飛散性石綿であっても、関係法令を遵守するよう適正に算定するものとする。

【石綿調査算定要領7条第1項】

Q16【分析調査に伴う試料採取拒否の取扱い】

石綿要領第3条第1項第一号口及び同条同項第二号二により、分析調査を実施するにあたって建物等の所有者から試料採取を拒否された場合はどのように取り扱えばよいか。

A16

「石綿含有吹付け材」「石綿含有保温材等」については、建物等の所有者の協力が得られず、石綿要領第3条第1項第一号口にかかる分析調査を実施できない場合には、対象石綿の有無を特定できないため、石綿の除去処分費用は算定対象外とする。

「石綿含有成形板」「石綿含有仕上塗材」については、建物等の所有者の協力を得られず、石綿要領第3条第1項第二号口にかかる分析調査が実施できない場合には、対象石綿の有無を特定できないため、石綿の除去処分費用は算定対象外とする。

【石綿調査算定要領第3条第1項第一号口、同条同項第二号二及び第6条第2項】

Q17【みなし含有によることが困難な場合】

石綿要領第3条第1項第二号二の「みなし含有」によることが困難な場合とは。

A17

建材の製品情報が確認できず、かつ建材の設置年月が平成18年9月以降か否かの特定ができない等石綿要領第3条第1項第二号イの調査及び専門家の意見においても石綿の使用を明らかにすることができない場合や、石綿含有仕上塗材として吹付けパーライト及び吹付けパーミキュライトが施工されているため吹付け石綿として対応する必要がある場合等が該当する。

【石綿調査算定要領第3条第1項第二号ロ及び二】

Q18【石綿含有成形板および石綿含有仕上塗材の除去処分に要する算定方法】

「石綿含有成形板」「石綿含有仕上塗材」の除去処分に要する費用の算定については、どのように取り扱えばよいか。

A18

（参考資料）レベル別石綿調査算定フローに基づいて、以下のとおりとする。

①石綿除去処分費の算定…石綿含有成形板の除去にあたり作業場所の隔離の必要もなく、当該建材を手作業で除去後は通常解体と同様の作業となる等、手機械併用こわしの適用が妥当と判断される場合は、標準書単価により解体費用を算定することとし、廃材量は建物廃材数量統計値により算出することとする。

②石綿除去処分費の算定…①以外の場合で、石綿含有成形板のうち「けい酸カルシウム板1種」を切断等の方法により除去する作業や石綿含有仕上塗材を電動工具を用いて除去する場合等、作業場所の隔離および常時湿潤な状態に保った上での除去処分が必要と判断される場合は、通常の撤去処分費に、専門業者から見積もった石綿除去処分費用を加算することとする。

【石綿調査算定要領第7条第4項】

Q19【諸経費・共通仮設費の算定方法】

石綿除去処分費について、諸経費・共通仮設費はどのように取り扱えばよいか。

A19

（参考資料）レベル別石綿調査算定フローにおいてレベル1、レベル2の「石綿除去処分費の算定」及びレベル3の「②石綿除去処分費の算定」と判断した場合は、通常の算定（フロー上「石綿使用なし」の場合に該当する通常の撤去処分費）とは別に専門業者から石綿則等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとなる。

なお、補償金の算定上は、単独で一発注として取り扱い、諸経費・共通仮設費についても、その見積書掲載の額を採用することとなるため、石綿除去処分に当たっての事前調査や関係機関への届け出等にかかる費用を含めた諸経費等を見積を徴する。見積書掲載の額を採用する場合には、解体直接工事費の積算には含めず、取りこわし工事費に別途加算する等、諸経費等の重複計上がないよう適切に算定する必要がある。

また、同フローにおいてレベル3の「①石綿除去処分費の算定」と判断した場合は、木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕および非木造建物調査積算要領における諸経費率・共通仮設費率を適用することになり、石綿除去処分に当たっての事前調査や関係機関への届け出等にかかる費用については、上記により積算した共通仮設費に含まれることになる。

【石綿調査算定要領第7条第2項及び第4項】

Q20【石綿含有吹付け材の対策に伴う解体工法】

石綿含有吹付け材が含まれる建物等を解体する際の対策はあるのか。

A20

石綿含有吹付け材の対策には除去工法、封じ込め工法、囲い込み工法の3工法がある。なお、対象建物や移転工法に応じて①～③のうち適切な工法を採用することとする。

①除去工法

既存の石綿含有吹付け材の層を下地から取り除く工法。リムーバル工法とも呼ばれる。最も推奨される工法。

②封じ込め工法

既存の石綿含有吹付け材の層はそのまま残し、石綿層へ薬剤の含浸若しくは造膜材の散布等を行うことにより、石綿含有吹付け材の層の表層部又は全層を完全に被覆または固着・固定化して、粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする工法。エンカプレーション工法とも呼ばれる。

③囲い込み工法

既存の石綿含有吹付け材の層はそのまま残し、石綿含有吹付け材の層が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法。カバーリング工法とも呼ばれる。工事に当たっては石綿層に触れないことや、間接的な衝撃も与えないような注意が必要となる。

【石綿調査算定要領第7条第1項】

5 参考資料

様式第1

記載例①

石綿調査表

調査年月日	○年○月○日	調査者	○○○○○○○○○○
建物等の所在地	○○市○○○字○○○○○○○○○○		
建物等の所有者	住所(所在地)	○○県○○市○○町○丁目○番○号	
	氏名(名称)	○ ○ ○ ○	
建物等の番号	A棟	建物の構造・用途・面積	鉄骨造 平屋建 工場・事務所 493.98㎡
(1) 建物等の建築等時期の調査	建物建築等時期 昭和48年7月建築	<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記記録 <input type="checkbox"/> 建築請負契約書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 建築確認書 <input type="checkbox"/> 設計図書
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 目視による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 使用の可能性あり、または不明 既存図等による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 使用の可能性あり、または不明 施工業者等への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 使用の可能性あり、または不明 建物等所有者への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 使用の可能性あり、または不明 その他の方法 () での石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 使用の可能性あり、または不明 <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 (詳細不明)</p> <p>○調査した石綿含有成形板(仕上げ材等)、石綿含有仕上塗材の名称 (別紙「石綿含有建築材料表」参照)</p> <p>○分析調査の有無 <input type="checkbox"/> 分析調査する <input checked="" type="checkbox"/> 分析調査しない (判断理由:) </p>		
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない		
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用されている (みなし含有の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 使用されていない 判定理由: 天井、外壁については製品情報が確認でき石綿含有成形板であることが判明した。壁のボードについては製品情報の確認はできないが、建築年次および現地の状況から石綿含有とみなして石綿含有成形板とした。		
備考			

様式第1

記載例②

石綿調査表

調査年月日	○年○月○日		調査者	○○○○○○○○○○
建物等の所在地	○○市○○○字○○○○○○○○○○			
建物等の所有者	住所(所在地)	○○県○○市○○町○丁目○番○号		
	氏名(名称)	○ ○ ○ ○		
建物等の番号	A棟	建物の構造・用途・面積	鉄骨造 平屋建 工場・事務所 493.98㎡	
(1) 建物等の建築等時期の調査	建物建築等時期 昭和48年7月建築	<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記記録 <input type="checkbox"/> 建築請負契約書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 建築確認書 <input type="checkbox"/> 設計図書	
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 目視による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明 既存図等による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明 施工業者等への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明 建物等所有者への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明 その他の方法 () での石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明 <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 (詳細不明)</p> <p>○調査した石綿含有成形板(仕上げ材等)、石綿含有仕上塗材の名称 (別紙「石綿含有建築材料表」参照)</p> <p>○分析調査の有無 <input checked="" type="checkbox"/>分析調査する <input type="checkbox"/>分析調査しない (判断理由：外壁仕上塗材に使用されている可能性があり、目視で判断できないため。)</p>			
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input checked="" type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない			
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用されている(みなし含有の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 使用されていない 判定理由：外壁の仕上塗材について分析調査した結果、石綿の含有が判明したため。			
備考				

(参考資料) 石綿含有建材存否判定資料

1 建築基準法及び都市計画法に基づく石綿含有建材の使用例

耐火建築物又は準耐火建築物には、石綿含有吹付け材（いわゆるレベル1）及び石綿含有保温材等（いわゆるレベル2）の使用が推定されることから、調査にあたっては表1及び表2を参考とすること。なお、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物の判定にあたっては、建築時における建築基準法を参考とすること。

表1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物

用途	耐火構造		60分準耐火構造	45分準耐火構造 ※1
	当該用途に供する階	当該用途の床面積		
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階 ・主階が1階にない ※2	・客席の床面積が 200㎡以上		
病院、診療所、ホテル、旅館、児童福祉施設等	・3階以上の階			・2階の床面積が 300㎡以上
下宿、共同住宅、寄宿舎			・3階建ての3階 ※3	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階		・3階建ての3階 ※3	・2階以下の床面積が 2000㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階	・床面積が 3000㎡以上		・2階の床面積が 500㎡以上
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	・3階以上の階			・床面積が 150㎡以上
倉庫		・3階以上の床面積 が200㎡以上		・床面積が 1500㎡以上

※1：建築基準法第2条9号の3のロに規定されているロ準耐火建築物を含む。

※2：劇場、映画館、演芸場に限定。

※3：建物周囲に幅員3m以上の通路を設けるなどの要件を満たすものに限る。

表 2 防火地域、準防火地域において耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物

階数	防火地域(法第 61 条)			準防火地域(法第 62 条)		
	50 m ² 以下	100 m ² 以下	100 m ² 超	500 m ² 以下	500 m ² 超 1500 m ² 以下	1500 m ² 超
4 階以上	耐火構造			耐火構造		
3 階建						
2 階建	45 分準耐火構造	防火構造 (外壁・軒裏) ※3				
平屋建	防火構造 (外壁・軒裏) ※1					

※1：付属建築物の場合

※2：①隣地境界線等から 1m 以内の外壁の開口部に防火設備、②外壁の開口部の面積は隣地境界線等からの距離に応じた数値以下、③外壁を防火構造とし屋内側から燃え抜けが生じない構造、④軒裏を防火構造、⑤柱、はりが一定以上の小径、又は防火上有効に被膜、⑥床、床の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑦屋根・屋根の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑧3 階の室の部分とそれ以外の部分とを間仕切壁又は戸で区画することが必要。

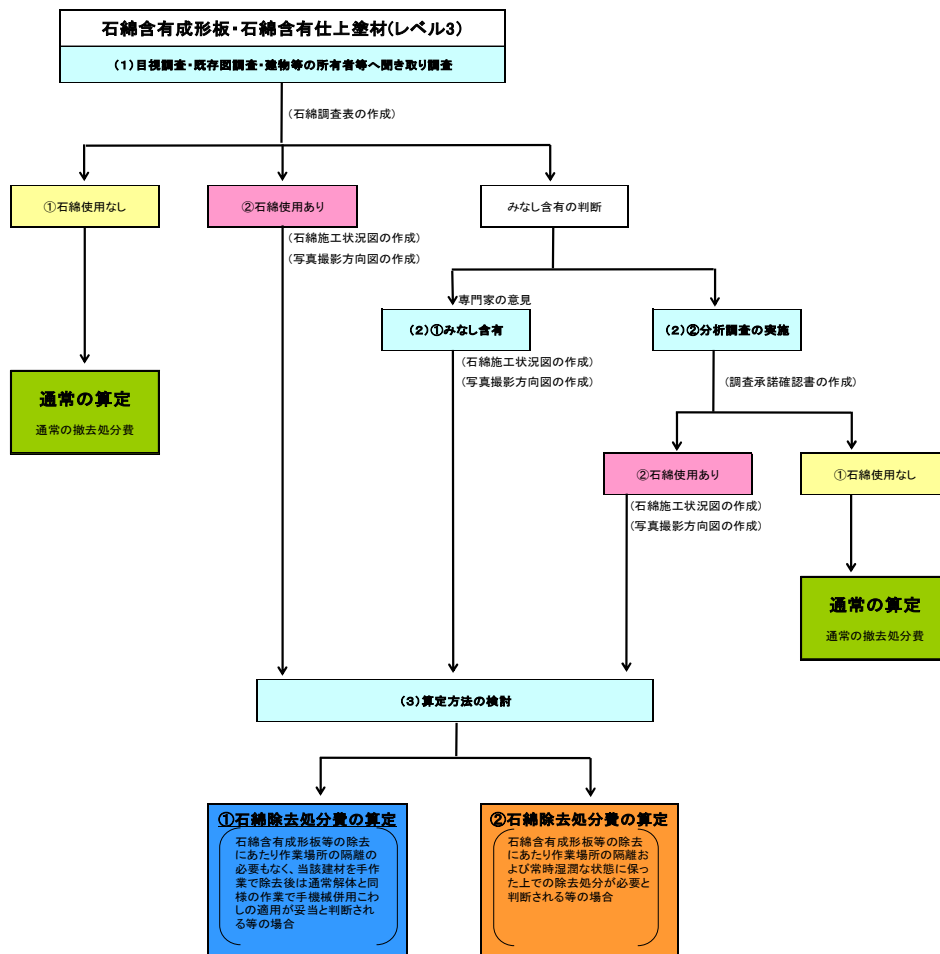
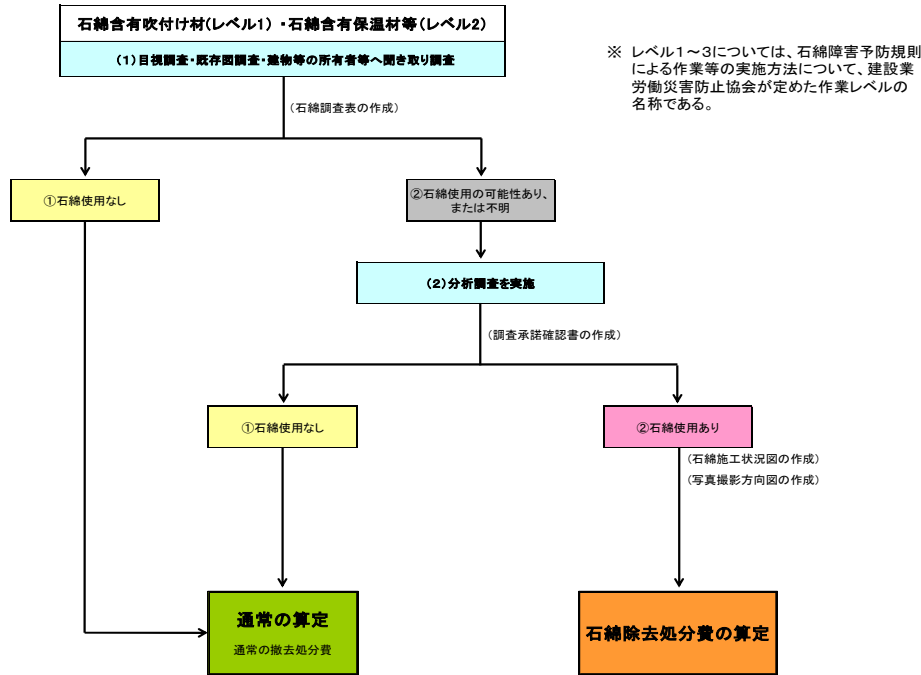
※3：木造建築物の場合

2 建築時期による石綿含有建材の使用例

表 3 にある期間に建築等された建物等には、石綿含有建材が使用されている可能性が高いことから、調査にあたっては表 3 を石綿含有建材の判定の参考とすること。なお、使用期間外であっても使用されている可能性があるため注意が必要である。

解体作業 区分	種類	工法等	使用された概ねの期間											
			1955 S30	1965 S40	1970 S45	1975 S50	1980 S55	1988 S63	1990 H2	1995 H7	2004 H16	2005 H17	2006 H18	
法的 メーカー自主規制						※1			※2		※3	※4	※5	※6
(発じん性が比較的低い作業) レベル3	石綿含有 スレートボード													
	石綿含有 スラグせっこう板													
	石綿含有 パルプセメント板													
	石綿含有 押出成形セメント板													
	石綿含有けい酸 カルシウム板第1種													
	石綿含有ロックウール 吸音天井板													
	石綿含有 せっこうボード													
	石綿含有パーライト板													
	石綿含有その他ボード													
	石綿含有その他パネル													
	石綿含有壁紙													
	石綿含有 ビニル床タイル													
	石綿含有 ビニル床シート													
	石綿含有ソフト巾木													
	石綿含有住宅屋根用 化粧スレート													
	石綿含有ルーフィング													
	石綿含有窯業系 サイディング													
	石綿含有建材複合 金属系サイディング													
	石綿含有 スレート波板													
	石綿セメント管													
	石綿セメント円筒													
ガスケット・パッキン														
建築用仕上塗材 ※7以外														

(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



（参考資料）大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（1／2）

<一部抜粋>

環水大大発第 2011301 号
令和 2 年 11 月 30 日

都道府県知事 } 殿
大気汚染防止法政令市長 }

環境省水・大気環境局長
（公印省略）

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 303 号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 304 号。以下「改正政令」という。）が令和 2 年 10 月 7 日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号。以下「整備省令」という。）が令和 2 年 10 月 15 日に、関係告示が令和 2 年 10 月 7 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（以下「仕上塗材に係る通知」という。）は改正法の施行日をもって廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）においては、国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止に係る規制措置を講じており、規制対象の拡大など規制の強化を行ってきたところである。

（参考資料）大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（2／2）

しかしながら、平成 25 年の法改正から 5 年が経過し、法の施行状況を検討した結果、飛散性が相対的に低いことからこれまで規制対象ではなかった石綿含有建材（いわゆるレベル 3 建材）についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることが判明した。また、平成 25 年の法改正により導入された解体等工事前の建築物等の調査（以下「事前調査」という。）における特定建築材料の見落としや、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しによって、解体等工事に伴い石綿を飛散させた事例が確認された。

このため、こうした課題に対応し、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、以下の改正を行うこととしたものである。

第 2 特定建築材料

1 特定建築材料の範囲の拡大

特定建築材料に該当する建築材料を「吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料」と規定し、これまで規制対象であった「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）以外の全ての石綿含有建材を特定建築材料に追加した。具体的には、石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等（以下「石綿含有成形板等」という。）のほか、石綿を含有する仕上塗材（日本産業規格（JIS）A6909 に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材をいう。以下「石綿含有仕上塗材」という。）が特定建築材料に追加されることとなった。（法第 2 条第 11 項、改正政令による改正後の大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「新令」という。）第 3 条の 3）

これらの建築材料における石綿の含有の考え方は、現行の特定建築材料に関する従来の判断基準と同様に、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1% を超えるものをいうものとする。

石綿含有仕上塗材については、仕上塗材に係る通知において、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、改正政令による改正前の大気汚染防止法施行令第 3 条の 3 第 1 号に規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うこととしていたが、環境省が行った実態調査及び実験の結果を踏まえ、施工方法にかかわらず、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等以外の特定建築材料として扱うこととした。ただし、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）については、これまでと同様、「吹付け石綿」として扱うこととする。

2 特定建築材料に追加した石綿含有建材の規制枠組み

全ての石綿含有建材を特定建築材料に追加したことに伴い、作業の実施の届出の対象は、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事に限定し、当該特定工事を「届出対象特定工事」と規定した。（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 18 条の 17 第 1 項、新令第 10 条の 2）